

4号営業
の
届出に

必要な「平面図の作成」を お引き受けします。

4号営業の届出には、「営業所の平面図」が必要です。
「平面図が見当たらない」「改装等で現状の平面図がない」
そういったホテルは、新たに平面図を作成しなければなりません。



(株)KOGA設計 代表取締役

古賀 志雄美

政令改正にともない、4号営業に移行するホテルは、2011年1月1日～1月31日の期間に、届出をしなければなりません。届出には、所定の様式に沿って作成した書類や登記関係の書類のほかに、「営業所の平面図」も必要です。

「平面図が見当たらない」「改装等で現状の平面図がない」というホテルは、新たに平面図を作成しなければなりません。4号営業に移行すれば改装等の規制を受けますので、的確な平面図の作成、提出が求められます。ホテルの新築・改装に豊富な実績を有する「KOGA設計」が、「平面図の作成」をお引き受けいたします。

1月31日を過ぎると既得権は得られなくなります。お早目の準備が必要です。

[事務所概要]

事務所名 (株)KOGA設計

代表者名 古賀志雄美

東京オフィス 〒151-0071 東京都渋谷区本町3-13-12 渋谷本町ビル4階

TEL.03-3377-8312 FAX.03-3377-8584

福岡オフィス 〒810-0045 福岡県福岡市中央区草香江2-2-6 フラワーコーポ六本松201

TEL.092-751-5325 FAX.092-741-6795

設 立 1985年5月

URL <http://www.koga-arc.co.jp>

お問合せ

(株)KOGA設計

TEL.03-3377-8312(東京オフィス)

TEL.092-751-5325(福岡オフィス)